

白山市SDGsオリジナルロゴマーク使用取扱要領

令和8年3月31日

企画振興部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、白山市SDGsオリジナルロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 ロゴマークの使用に係る管理事務は、企画振興部SDGs・地方創生推進室が行う。

(使用できる者)

第3条 ロゴマークは、白山市SDGsパートナー登録制度に登録した企業等(以下、「使用者」という。)が使用することができるものとする。ただし、市がロゴマークを使用する場合は、この限りでない。

(権利の帰属)

第4条 ロゴマークの一切の著作権及びそれに付随する権利は、市に帰属する。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 白山市SDGsオリジナルロゴマークガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)に従い、適切に使用すること。
- (2) 意匠権(昭和34年法律第125号)に基づく意匠の登録、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標の登録等、知的財産に関する一切の権利を設定し、又は登録しないこと。
- (3) ロゴマークの使用権を、第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用上の禁止事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合、ロゴマークを使用することはできないものとする。

- (1) 営利を目的(寄附金の募集などを含む。)とする場合。ただし、ガイドライン「08 営利目的の使用(商品への掲載)」に従い使用する場合は、この限りではない。
- (2) 政治的、宗教的その他特定の主張を行うことを目的とする場合
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (4) 白山市の信用又は品位を傷つけるおそれがある場合
- (5) 第三者の利益を害するおそれがある場合
- (6) 反社会的であると認められるおそれがある場合

- (7) 自己の商標や意匠として登録する等、独占的な使用を目的とする場合
- (8) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を白山市が支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (9) SDG s の正しい理解の妨げ、又はそのおそれがある場合
- (10) その他市が適切でない判断した場合

(使用の届出)

第7条 使用者は、事前に白山市SDG s オリジナルロゴマーク使用届出書を市に提出するものとする。ただし、市がロゴマークを使用する場合は、この限りでない。

(使用者の責任等)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用により損害、損失及び不利益等が生じた場合、その旨を市に報告するとともに、自己の責任と負担において速やかに対応するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。また、ロゴマーク使用に際して故意又は過失により市に損害等を与えた場合は、市に賠償しなければならない。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用取消)

第10条 この要領やガイドラインに反するロゴマークの使用を発見した場合、使用者は市の指示に従い直ちに使用を中止しなければならないものとする。また、使用中により使用者に発生した損害等については、市は一切の責任を負わない。

(使用実績の報告)

第11条 市長は、使用者に対し、ロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出または報告を求めることができるものとする。

(基本原則の変更)

第12条 市は、必要と認める場合、この要領を予告なく変更できるものとする。この場合において、使用者は、変更後の取扱要領に従わなければならない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。